

おもちゃ

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

第4のA おもちゃ又はその原材料の規格

項目		規格	溶出条件	料金 (税抜)	検体必要 量
1 うつし絵					
溶出 試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/ml以下)	水 40°C × 30分 2 ml/cm ²	3,000	60 cm ² (着色部分)
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/ml以下)		6,500	

2 折り紙					
溶出 試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/ml以下)	水 40°C × 30分 2 ml/cm ²	3,000	60 cm ²
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/ml以下)		6,500	

3 ゴム製おしゃぶり					
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (各10 µg/g以下)	—	10,000	40 g
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5 µg/ml以下)	水 40°C × 24時間 20 ml/g	5,000	
	ホルムアルデヒド*	対照液の呈する色より濃くてはならない(約4 µg/ml以下)		6,000	
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(1 µg/ml以下)		5,000	
	蒸発残留物	40 µg/ml以下		4,000	
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/ml以下)		4 %酢酸 40°C × 24時間 20 ml/g	

4 おもちゃの塗膜					
カドミウム	75 µg/g以下	—	21,000	塗膜が30 mg採取で きる量	
鉛	90 µg/g以下				
ヒ素	25 µg/g以下				

5 ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜					
カドミウム	75 µg/g以下	—	21,000	塗膜が30 mg採取で きる量	
鉛	90 µg/g以下				
ヒ素	25 µg/g以下				
溶出試験	過マンガン酸 カリウム消費量	50 µg/ml以下	水 40°C × 30分 2 ml/cm ²	4,000	450 cm ²
	蒸発残留物	50 µg/ml以下			
材質試験	DINP*1	フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。	—	24,000	塗膜が30 mg採取で きる量

*1 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの乳幼児の口に接触することを本質としない部分が対象

6 ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分(塗膜を除く)					
溶出試験	過マンガン酸 カリウム消費量	50 µg/ml以下	水 40°C × 30分 2 ml/cm ²	4,000	500 cm ²
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/ml以下)		3,000	
	カドミウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(0.5 µg/ml以下)		6,000	
	蒸発残留物	50 µg/ml以下		4,000	
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/ml以下)		6,500	
材質試験	DINP*1	フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。	—	18,000	3 g

*1 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの乳幼児の口に接触することを本質としない部分が対象

7 可塑化された材料からなる部分

材質試験	DBP,DEHP,BBP	各々0.1 %以下*1	—	18,000*2	3 g*3
------	--------------	-------------	---	----------	-------

- *1 平成22年食安発0906第4号の試験法
- *2 塗膜の場合は+6,000円
- *3 塗膜の場合は塗膜が30 mg採取できる量

8 フタル酸ジイソニルに関する規定

→5及び6を参照

9 乳幼児が口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分

材質試験	DBP,DEHP,BBP DIDP,DINP,DNOP	各々0.1 %以下*1	—	26,000*2	3 g*3
------	--------------------------------	-------------	---	----------	-------

- *1 平成22年食安発0906第4号の試験法
- *2 塗膜の場合は+6,000円
- *3 塗膜の場合は塗膜が30 mg採取できる量

10 ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分(塗膜を除く)

溶出試験	過マンガン酸 カリウム消費量	10 µg/ml以下	水 40°C × 30分 2 ml/cm ²	4,000	500 cm ²
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/ml以下)		3,000	
	蒸発残留物	30 µg/ml以下		4,000	
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/ml以下)		6,500	

11 金属製のアクセサリーがん具

鉛	90 µg/g以下	—	7,500	3個
---	-----------	---	-------	----

第4のB おもちゃの製造基準

溶出試験	着色料の溶出	着色料の溶出が認められてはならない	水 40°C × 10分 2 ml/cm ²	5,000*2	75 cm ² (着色部分)
	着色料の同定*1	化学合成品たる着色料を使用する場合は食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、着色料の溶出試験に適合する場合は、この限りではない。		12,000	

- *1 着色料が溶出した時の確認試験
- *2 輸入に関わる試験以外の場合は2,000円

<フタル酸エステル類>

- DBP フタル酸ジ-n-ブチル
- DEHP フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- BBP フタル酸ベンジルブチル
- DIDP フタル酸ジイソデシル
- DINP フタル酸ジイソニル
- DNOP フタル酸ジ-n-オクチル